

平成 23 年 3 月 29 日

協会員各位

日本貸金業協会  
コンプライアンス部  
TEL 03-5739-3014

## 東北地方太平洋沖地震で被災した顧客に係る本人確認について

平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震の被害の状況等を踏まえ、本人確認方法等の特例措置が定められました（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）。

つきましては、当該特例措置をご確認のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 命令の公布日ならびに施行日

平成 23 年 3 月 25 日

#### 2 本人確認方法に係る特例措置の概要

- (1) 東北地方太平洋沖地震で被災した顧客（※）であって、正規の本人確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができる。
- (2) この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の本人確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による本人確認を行うものとする。

（※）災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客をいいます。

災害救助法が適用された市町村の区域は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>）等でご確認ください。

#### 3 その他

本特例措置についての詳細は、警察庁のホームページ（<http://www.npa.go.jp/>）等でご確認ください。

以上